

松江家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成21年6月25日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）谷口幸博

（委員） 安部圭司，太田敦久，大橋広志，小沢佳子，片山憲一，門脇寿雄，
釜瀬春隆，光谷香朱子，三宅理子（五十音順敬称略）

（オブザーバー）吉井部総括判事

（説明者）熊谷首席家裁調査官，木原主任家裁調査官

（庶務）金谷総務課長，平島総務課課長補佐

4 議事（○はオブザーバー，●は説明者）

（1）松江家庭裁判所長あいさつ

（2）委員長選任

委員長に谷口委員が選任された。

（3）テーマ「少年事件に対する対応の在り方（保護処分内容及び審判不開始・不処分のときの保護的措置の内容）について」

ア ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために～」

イ 保護的措置の概要及び松江家庭裁判所において取り組んでいる保護的措置の内容の説明

木原主任家裁調査官が説明を行った。

ウ 質疑応答（その内容は以下のとおり）

A 審判不開始と不処分の違いは何か。また，処分結果に占める割合が，全国では審判不開始47.3パーセント，不処分19.7パーセントに対し，松江家裁では審判不開始37.8パーセント，不処分29.8パーセント

と説明されたが、この違いはどこから生じるのか。

- 不処分は、審判を開き、少年が裁判官から事情を聞かれたり説諭を受けた上で、特別に処分しないものである。審判不開始は、家裁調査官による調査の中で説諭したり、色々な体験をさせたり、あるいは非行がないと判断された場合に、審判を開始しないこととするものである。
- 裁判官としては、家裁調査官が作成した報告書を読んで少年に会った上で判断したい場合には審判を開いている。報告書から、審判を開く必要性がないことが明らかであれば審判不開始にする。全国と松江で割合が異なるのは、松江ではある意味で慎重に審理していることが理由だと思われる。
- A 審判不開始と不処分は、処分がないことで結論は同じだが、少年にとってどちらが罪が重いかの違いはあるのか。
- 審判不開始と不処分は、少年にとって結論に至るプロセスが違ってくる。
- 万引きの例で言うと、補導され、学校や家で注意されて、弁償をし、反省もしていれば、早く司法手続から開放させるために審判不開始の意見で報告するケースが多い。逆に反省が十分でない、弁償をしていない、保護者の指導が甘いときなどは、審判を開いて少年に責任を実感してもらおうと考える。反省していても傷害などで責任が重い場合などは、やったことの重大さや被害者の気持ちを考えてもらうために審判を開くこともあると思う。
- B 保護的措置の内容で掲げられていた交通講習とはどんなものか。
- 道路交通法違反と自動車運転過失傷害の事件を起こした少年を対象としたもので、何人かの少年に同じ日時に来てもらい、裁判所職員が講習をしたり、啓蒙用DVDを見て勉強してもらっている。
- C 加害者には専門家がついて手厚いフォローがあるが、被害者にはどんなフォローがあるのか。また、専門家がついてフォローした少年の再犯率は

どうなっているのか。

- 少年法では、被害者の権利として、（１）記録の閲覧謄写ができる、（２）意見陳述をすることができる、（３）一定の事件について審判の傍聴をすることができる、（４）審判の状況説明を受けることができる、（５）少年の処分結果について通知を求めることができるという制度がある。また、家裁調査官が被害者からお気持ちなどについてお話をうかがい、それを手続に反映させることもある。その他、警察や検察庁でもそれぞれの配慮制度があると聞いている。
- 少年の再犯率については、統計を取ることが難しく、これといった資料はないが、個々に研究されたものがあるので紹介したい。ある裁判所で平成14年に係属した一般事件の1年後の再犯率は、審判不開始の場合には12.1パーセント、不処分の場合には19.4パーセントというものがある。また、ある裁判所では少年鑑別所に入った男子の少年について3年後の再犯率を調べているが、平成11年で33パーセント、平成12年で53パーセントとばらつきがある。犯罪白書には、少年院を出所して再び少年院に収容された場合や保護観察中の再犯について記載されている。
- D 責任能力が問われるような少年でも一定程度の責任を取らせることが本人の今後の病状のためにもよいと思うが、少年審判手続の中ではどのように扱われているのか。また、保護的措置の一環として少年を受け入れる施設に対して、研修をしてもらうことはできないか。
- 摂食障害、発達障害、学習障害、多動性障害などの障害があると考えられる少年に対しては、色々な機関から情報収集を行い、より丹念に手続を進めないといけないと考えている。その際、裁判所内の医務室技官に少年と面接してもらったりして、相談しながら家裁調査官としての意見をまとめていくことになる。どの程度の障害であるのかが中心的な問題になれば、少年鑑別所での鑑別を行うこともある。そして、裁判所だけでなく、医療、

保健機関などとのネットワークを活かして、より専門的、より長期的な少年との関わりを持つことを目指している。研修については、個々のケースに応じて、少年の情報を伝えると同時に進めたいと考えている。

エ 意見交換（その内容は以下のとおり）

E 私は加害者側の弁護士として被害者と弁償の話をするところがあるが、被害者の怒りの感情からスムーズに話ができないところがある。弁護士会の制度として被害者が無料で、又は安い費用で弁護士を頼めたりするものがあるが、家裁調査官が被害者の意見を聞くときに、そのことを説明してもらえればなどと考えている。また、弁護士としては法律的なケアしかできない。精神的なケアのために知っているクリニックや女性相談センターなどを紹介しているが、そのような施設にたどり着けない人のサポートが心配である。逆に少年の付添人の立場としては、被害者傍聴がうまくいくのか不安でもあるので、松江で最初の例が出たら紹介してもらって、よりよい形を目指していきたいと思う。

C 加害者の少年は、至れり尽くせりフォローされているように感じる。被害者の精神的な被害についてもっと国のフォローがないと、被害者の人生が暗い方向にしか行かないのではと心配に思う。

F 加害者の更生のために協力している団体は松江市でいくつあるのか。

● 保護的措置で活用しているのは、清掃活動では1団体、老人ホームでも1団体だけである。

F もっと情報発信を行い、各市町村、民間、NPO法人、地域のみなさんにより多く参画してもらいたいと思う。島根県警察が犯罪被害者に関して何らかの会を発足させたと聞いている。もっと地域の人が官民の垣根を越えて加害者に対しても被害者に対しても関わりを持つために、裁判所が情報発信を行うべきではないか。

G 被害者に対する金銭面でのフォローは拡充しつつあるが、精神的なケア

は制度を変えていかないといけないと思う。また、被害者は、弁護士を頼むにしても、資産があれば自分のお金で頼むことになるが、資産の有無に関係なく、無料で弁護士を頼める制度を作らないといけない。国を動かすという話なので、この委員会での話を中央に上げてもらって、被害者のためのよりよい制度を作ってもらえればと思う。

H 説明してもらった少年事件の処分結果を見ると、全国で5万件程度しか計上されていないが、もっと多いのではないか。また、松江では約240人の処分がされているが、今の家裁調査官の態勢で対応できているのか。

● この数字には交通事故と軽微事件は含まれていない。軽微事件とは、ごく軽い万引きなどで簡易送致されて審判不開始になる事件のことであり、先ほど説明したような保護的措置の対象にならない。

H 説明を聞くまで、色々なメニューを用意するなど、ここまで家裁調査官が関与しているとは思っていなかった。ただ、保護的措置を行う提携先を増やすことは大切だと思う。ところで、毎年1回開催している親子合宿には何組くらい参加しているのか。

● 4～6組の参加を予定しているが、実際には平成18年が4組、平成19年と20年が各3組であった。平日の2日をかけて実施するため、保護者が仕事を休んで参加することが難しいという現実もある。

H 参加者を増やすために週末に実施することはできないか。参加者を増やすことが大切だと思う。

● もっと充実させたいと思うが、年2回実施するなどの案も少年や保護者の都合、受入施設の都合、裁判所側の態勢などの理由で実現できなかった。

C 土日の対応が難しいというようなことでは、裁判所側の気構えが伝わらない。そこは考えを改めてもらわないといけないと思う。保護者にしても平日に休むことは言い出しづらい。そこを考えないといけないと思う。

● 他の裁判所での話であるが、土日を使って山登りの野外活動を行ったこ

とがある。そのとき、天候が急に悪化して雷雨となり、中断して帰ったことがある。そのとき、職員が自家用車で急遽駆けつけて何とか対処したが好ましいことではない。このときは、何があっても組織で動ける態勢が必要だと感じた。事故などを考えると土日での開催は難しい面があることも理解いただきたい。

- A 参加者を増やすことも大切だが、ずっと続けていくことも大切だと思う。他の仕事もある中で行っているのだから、職員の負担にならない程度で、続けられる範囲でやるしかないのかなとも思う。夜を親子で共に過ごすのが大切なのは分かるが、2日休むのが難しければ日帰りも検討してはどうだろうか。また、被害者に対する配慮に比べると少年に対して手厚すぎるという意見もあるかもしれないが、少年に対する関与を下げてもバランスを取るようなことはしないでほしい。少年に対しては、育てるという視点、できるだけ長い期間に渡って関わっていくような、少年に対して「あなたのことを忘れていないよ。」というメッセージを発することができるシステムがあると少年が成長するきっかけになると思う。
- E 加害者に対してフォローを行うことは、将来の被害者を生まないためでもある。再犯に走る人も出るが、手厚いフォローがあればそれだけでも成長する少年は多い。大人に比べて少年は、変わっていく様子が分かりやすい。付添人としては、審判において試験観察の希望をして、長期間にわたって家裁調査官に関わってもらいたいと思っているが、家裁調査官の負担も増えると思うので、裁判所には人的資源の充実を進めてもらいたいと思う。弁護士としては審判不開始や不処分少年に関与することがあまりなく、今回実情を知ることができてよかったと思う。
- G 少年を見ていて、その子供が悪いというより、家族や友人との関係が悪かったり、地域とのつながりがない子供が犯罪に手を染めることが多いと思う。地域で育てることが長期のフォローにつながると思う。裁判所が少

年に長期で関わることは難しいと思うので、自治会、ライオンズクラブなどの活動に参加させることを考えてみてはどうか。最近では近所に誰が住んでいるのか知らない少年も増えているのかもしれないが、近所の人と一緒に何かすれば、ここでは悪さはできないと思うのではないか。地域への橋渡しを家裁調査官が行うことが現実的だと思う。

(4) 座談会「家裁委員会を振り返って」

H これまで家庭裁判所には縁がなかったが、家事事件や少年事件について勉強して、私の知らないところで社会秩序維持のためにみなさんが苦労されているのを感じた。最近では、医療でも予防に主眼が移っている。社会が変わってきて、結果的に裁判所の負担が増えているが、地域で社会の病巣を小さくすることができないかを毎回感じていた。これから、生活をしていく上でそのような活動を広げられればと思っている。

F 委員会で話をしたことは非日常的な事柄で、なかなか聞いても分かりにくいのが、それを伝達していくのが私たちの役目だと思う。裁判所は、市民にとってまだ敷居が高いと思うが、これを低くできればもっと犯罪がなくなるのではないかとと思っている。これからも裁判所には頑張ってもらいたい。

C 初めて裁判所の建物に入らせていただき、色々勉強になった。少年を地域で見守っていかないといけないことは分かるが、手癖の悪い子供がいたら決めつけが起こるなど、匿名性のない地域がいいのかどうか難しいと感じた。また、所長がこんなに頻繁に異動されて松江の実情が把握できるのだろうかと思った。

B 2年前には何が何だか分からないうちに委員を引き受けた。2年間色々やって、PTAでしっかりと子供を育てていかなくてはいけないと思った。ライオンズクラブは大きな組織なので、裁判所から働き掛けてもらえば力になれると思う。

D ここで色々で見聞きしたことを伝えていくことで、裁判所の雰囲気も外にも分かってもらえるのだと思う。以前は、裁判所で他人の顔をじろじろ見てはいけない、よいことで来る人はいない、敷居が高い特殊な場所だと思っていた。しかし、今は、言葉遣いや雰囲気など形から中身を変える努力をしていることがよく分かった。保護的措置の受入先については、選択肢を増やしていけば、少年がここで働いてみたいという意見が増えるのではないかと思う。

A 社会を考えるよい機会をいただいた。家事事件では子供を取り巻くシビアな状況を、少年事件では世間が考えているほど凶悪化していないという現実を知ることができた。少年に対する大人のとらえ方を見直し、改めて育てる視点を持つことが大切な時代だと考えている。

(5) 次回のテーマの選定

「今後取り上げるべきテーマについて」が選定された。